

《参 考 资 料》

参 考 資 料 目 次

1	みやざき子ども・子育て応援プランについて・・・・・・・・・・・・・・・・	163
2	本県のこども政策の取組状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	165
3	本県のいじめ対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	167
4	こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）について・・・・・・・・	168
5	第4次みやざき男女共同参画プラン・・・・・・・・・・・・・・・・	170

1 みやざき子ども・子育て応援プランについて

(1) 概要

① 性格

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、新・放課後子ども総合プランに基づく都道府県行動計画も含めて一体的に策定したものの。

② 期間

令和2年度から令和6年度の5年間

③ 基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え
「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

④ 基本目標

目標1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
目標2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
目標3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり

(2) 計画の推進体制

庁内関係部局から構成され知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」、住民の最も身近な存在である市町村と県で構成する「宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議」、事業主、子育て支援団体、関係団体や行政等で構成する「未来みやざき子育て県民運動推進協議会」の各々が連携しながら施策を推進。

(3) 計画の成果指標

子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総合成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」を設定。

① 総合成果指標（全2指標）

成果指標	現況値	目標値
合計特殊出生率	1.65 (R2年)	1.84 (R6年)
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.18人 (R2年度)	0.20人 (R6年度)

② 個別成果指標（全41指標）

- ・ 未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数
- ・ 子育て応援サービスの店の登録店舗数
- ・ みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数
- ・ 子育てに関する不安感や負担感を感じている県民の割合
- ・ 保育所等の待機児童数 等

基本理念

**「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え
「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり**

基本目標	施策の方向	施策の具体的内容
<p>1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり</p> <p>2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり</p> <p>3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり</p>	<p>(1) 地域の「子育て力」の強化</p> <p>(2) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進</p> <p>(3) 子どもと家庭の福祉の推進</p> <p>(4) 子どもの人権擁護と人権教育の推進</p> <p>(5) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供</p> <p>(6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備</p> <p>(7) 子育て支援事業の拡充</p> <p>(8) 子どもの健康づくりの推進</p> <p>(9) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進</p> <p>(10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し</p> <p>(11) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進</p> <p>(12) 子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進</p> <p>(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供</p>	<p>国民全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成</p> <p>① 地域の絆づくりの推進</p> <p>② 地域における子育て支援の充実</p> <p>③ 市民との協働による子育て支援の充実</p> <p>子育てに適した住宅・居住環境の整備</p> <p>① 地域で快適に過ごすことのできる環境の整備</p> <p>② 安全な道路交通環境の整備</p> <p>③ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>④ 子どもの安全を確保するための活動の推進</p> <p>⑤ 児童虐待防止対策の充実</p> <p>① 社会的養護体制の充実</p> <p>② ひどい親家庭の自立支援の推進</p> <p>③ 障がい児支援施策の充実</p> <p>④ 子どもの貧困対策の推進</p> <p>⑤ 子どもの権利擁護</p> <p>① 人権教育・啓発の推進</p> <p>② 健やかな心と体の育成</p> <p>① 生きる基盤を育む教育の推進</p> <p>② 郷土に対する誇りや愛着を育む教育の推進</p> <p>③ 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>④ 食育の推進</p> <p>⑤ 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援</p> <p>① 活気を生み出す出会いや交流の場の創出</p> <p>② 妊娠、出産への支援の充実</p> <p>③ 周産期医療体制の充実</p> <p>④ 不妊相談・治療対策の充実</p> <p>⑤ 子育て支援情報の総合的な提供</p> <p>① 子育てに係る経済的負担の軽減</p> <p>② 相談支援体制の充実</p> <p>③ 乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実</p> <p>④ 子どもの健康の保持増進</p> <p>⑤ 小児医療体制の充実</p> <p>⑥ 思春期保健体制の充実</p> <p>⑦ 若者の自立及び成長への支援</p> <p>⑧ 職業観を持った人材の育成及び能力開発による就労の促進</p> <p>⑨ 青少年育成指導者の養成等による青少年育成活動の充実</p> <p>⑩ 働きやすい職場づくりの推進</p> <p>⑪ 仕事と子育ての両立支援制度の定着</p> <p>⑫ 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進</p> <p>⑬ 男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進</p> <p>⑭ 男性の子育てに対する意識改革</p> <p>⑮ 子育てを喜びや楽しみと感ぜられる啓発の推進</p> <p>⑯ 地域間・世代間等多様な交流の推進</p> <p>⑰ 幼児教育・保育に係る量の確保と質の向上</p> <p>⑱ 多様な保育サービスの提供</p> <p>⑲ 放課後児童対策等の強化</p>

2 本県の子ども政策の取組状況について

(1) 取組にあたっての基本的な考え方

「結婚前」「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て」という、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりに取り組んでいる。



(2) 主な取組内容

結婚前

- ① ライフデザイン事業
県内高校生等を対象に、結婚や出産、子育て等の将来設計を考えてもらう出前講座等を実施
- ② フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業
動画作成等により結婚や家庭についてのポジティブなイメージの醸成

出会い・結婚

- ① みやざき結婚サポート事業
「みやざき結婚サポートセンター」を設置し、会員制の「みやざきマッチングシステム」により結婚を希望する男女に対して個別の出会いを創出するとともに、結婚に向けたサポートを実施
- ② 人と地域にめぐり逢う「ひなたの良縁」促進事業
グループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出

妊娠・出産

- ① 妊娠総合相談支援事業
各保健所及び中央保健所内に設置している女性専門相談センター「スマイル」において、女性の心身の健康や妊娠に関する専門相談を実施
- ② 不妊治療費等助成事業
不妊検査や不妊・不育症治療への助成を行うとともに、中央保健所内に設置している不妊専門相談センター「ウイング」において、不妊等に関する専門相談を実施

子育て

- ① 未来みやざき子育て県民運動事業
行政、関係団体、企業等が一体となって、誰もが安心して子どもを生み、子育てを楽しいと実感できる環境づくりを推進
 - ・ 子育て応援フェスティバル
 - ・ 子育て応援カード事業
 - ・ 子育て応援ポータルサイト「すくすくみやざき」運営管理 等
- ② 子育て支援乳幼児医療費助成事業（事業実施主体：市町村）
子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成を実施
- ③ 地域子ども・子育て支援事業（事業実施主体：市町村）
 - ・ 延長保育事業
保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施
 - ・ 放課後児童クラブ事業
保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室や児童館等で、適切な遊び又は生活の場を提供
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施
 - ・ 一時預かり事業
家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を実施
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、保育後の預かりや送迎等を希望する方と預かる方との調整を実施

市町村と連携した取組

- ① 県・市町村少子化対策連携事業
少子化に関する分析データを基に、弱点と思われる分野を改善するための新たな少子化対策に県と連携しながら取り組む市町村を支援
- ② 子育て相談窓口ステップアップ事業
「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進や一体的整備に向けた取組等を支援

3 本県のいじめ対策について

(1) いじめの認知件数の状況（本県公立）

- 令和2年度の認知件数:小学校 9,299 件 中学校 1,226 件 高等学校 175 件
特別支援学校 41 件 計 10,741 件(令和元年度 15,054 件)
- 1,000 人当たりの認知件数 本県公立:96.4 件(全国:39.7 件)
- 令和元年度に比べ全体で 4,313 件の減少

(2) いじめへの対応

① 県教育委員会

- 「宮崎県いじめ問題対策連絡協議会」及び「宮崎県いじめ問題対策委員会」の設置
- 「宮崎県いじめ防止基本方針」による、教育委員会、学校の取り組むべき内容の明確化
- 「いじめの認知から解消までのガイドライン」の作成及び学校における早期対応に向けた指導の徹底
- いじめの未然防止に向けた取組推進校の指定及び「県いじめ問題子供サミット」の開催
- 電話・来訪相談「ふれあいコール」夜間・土日祝日の電話相談「24 時間子供 SOS ダイヤル」、及びメール等による相談の実施
- 「SOS の出し方に関する教育ハンドブック」の作成及び教職員への研修の実施
- スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置・派遣

② 学校

- 児童生徒が互いに思いやり支え合う人間関係を育むための「こころの教育」を道徳や学級活動等を通して日常的に実施
- 「学校いじめ防止基本方針」の策定による学校の具体的な取組の明確化
- 定期的ないじめ等に関するアンケートや教育相談の実施
- 「いじめ不登校対策委員会」の設置によるいじめ問題への組織的な対応

③ その他（知事部局）

- 人権に関する作品(作文、図画・ポスター)募集による、県内の児童生徒へのいじめを含めた人権課題について考える機会の提供
- いじめを含めた人権相談の受付及び専門の相談・支援窓口の案内

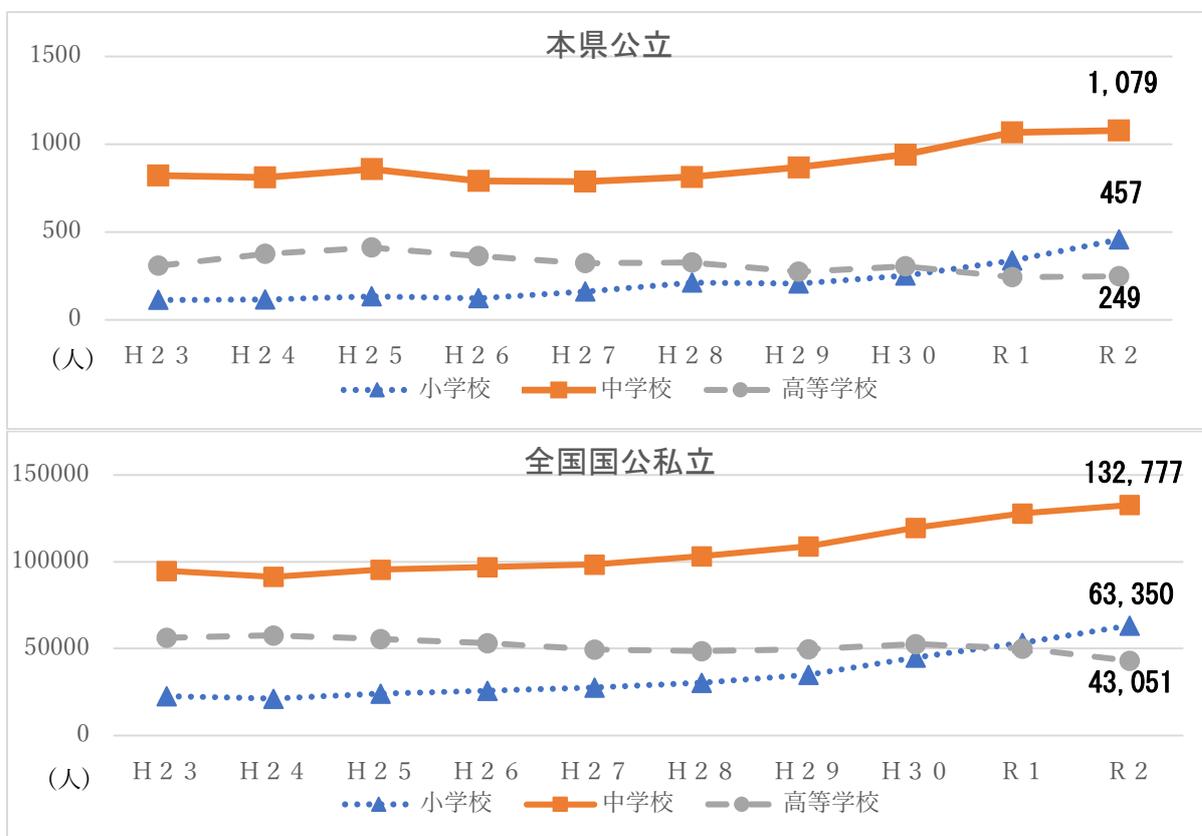
4 こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）について

1 不登校児童生徒の状況及び対策の状況

(1) 不登校児童生徒の状況

○ 令和2年度の不登校児童生徒数：小学校 457人 中学校 1,079人
 高等学校 249人 計 1,785人

○ 1,000人あたりの不登校児童生徒数
 小学校 本県 7.7人 全国 10.0人
 中学校 本県 38.8人 全国 40.9人
 高等学校 本県 11.1人 全国 13.9人



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(2) 対策の状況

- スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣
- 「魅力ある学校づくり調査研究事業」（平成22年度から）
- 県作成「生徒指導資料」による不登校の未然防止・早期対応のポイント等の整理
- 市町村による適応指導教室の設置（令和4年度 20市町26教室）

2 知事部局やフリースクール・市民団体等との連携状況

- 知事部局（福祉保健課）実施「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業」委託業者の視察
- 市町村教育委員会と連携したフリースクール等の把握
- フリースクールの実態把握及び意見交換の実施
- フリースクールへの出席が学校の「出席扱い」とされているのは宮崎市内の1施設のみ
- 市町村教育委員会とフリースクールに関する情報共有及び連携に関する協議の実施
- 今後、連携を推進するための方策について他県の状況調査を実施

3 ヤングケアラーなどの困難を抱える子供を把握した場合の対応

- 教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象としたヤングケアラーに係る研修の実施
- 困難を抱える子供を把握するための日常の観察、面談、家庭訪問等の実施
- 専門家も交えた「いじめ不登校対策委員会」による情報共有と対策検討
- 面談等による本人や保護者の意向の聞き取り及び対応
- 学級担任が中心となった学校全体での見守り・寄り添い
- スクールソーシャルワーカー等の専門家や市町村の担当者等を交えたケース会議での対応の協議及び関係機関へのつなぎ
- 市町村の要保護児童対策地域協議会における情報の共有及び見守りの強化依頼
- ヤングケアラーの実態を把握するため、知事部局（こども家庭課）が実施する学生及び学校現場へのアンケート調査について連携して実施

5 第4次みやざき男女共同参画プラン

計画の基本理念

宮崎県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

計画が目指す男女共同参画社会の姿

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」

～未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦～

みやざき男女共同参画プラン

基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

目指す姿

誰もが人権を尊重し、安心して暮らすことのできる社会

自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ持続可能な社会

仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活及び家庭生活を送ることができる社会

重点を置く視点

特に地域社会における政策・方針決定過程への女性参画が十分に進んでいないことや、若い世代から男女平等意識を醸成する必要があること、また、新型コロナウイルス感染拡大により、多くの非正規雇用の女性が失業したり、家事・子育ての負担が増すなど、女性により大きな影響が現れているなど、課題がより顕在化したことから、以下の事項に重点を置いて各施策に取り組むこととします。

- 1 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた市町村への支援と連携
- 2 | 根深く残る固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や若年世代への男女共同参画の理解の促進
- 3 | 長時間労働の是正等働き方改革の推進や、男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりなど就業環境の整備に向けた関係部局・機関との連携強化

計画の体系



男女共同参画社会の実現